介護保険情報

8月から65歳一定以上所得者は負担割合1割→2割に

本年８月より65歳以上の一定以上所得者の介護保険利用料が、これまでの１割負担から２割負担へと引き上げとなる。引き上げの対象となるのは、前年度の合計所得金額が原則160万円以上の65歳以上の被保険者で、居宅介護支援を除く全てのサービス(居宅介護支援は負担なし)が２割負担となる。

なお、65歳未満の場合はこれまでどおり１割負担のままである。

必ず負担割合証の確認を

８月からは、介護保険サービスを提供する場合、「介護保険被保険者証」だけではなく「介護保険負担割合証」も確認しなくてはならない。医科・歯科診療所で算定が多い居宅療養管理指導費(医師・歯科医師等)も一定以上所得者は２割負担となるので留意されたい。

「介護保険負担割合証」(左の図参照)は、１割負担の方も含め認定者全員に交付されおり、65歳未満の認定者にも交付されている。介護保険負担割合証には1割もしくは２割の負担割合が記載されているので、介護保険被保険者証での資格の確認と併せて、負担割合証で負担割合を把握する。

介護保険負担割合証の適用期間は、毎年８月1日～翌年７月31日までとなる。ただし、適用期間内であっても、世帯構成が変更になった場合等は、負担割合が変更になるケースがあるので毎月必ず負担割合を確認する。

なお、65歳以上の被保険者が「介護保険負担割合証」を忘れた場合等、窓口で負担割合を確認できない場合は、全額徴収するのではなく仮に2割負担として取り扱うこともできる。この場合、後日１割負担であることが判明したら1割分を介護事業所から被保険者に返還する。負担割合についてはケアマネジャー等や保険者(市町村)に問い合わせることも有効である。

(表面)

介護保険負担割合証

交付年月日　年　月　日

被保険者	番号	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和　年　月　日　性別　男・女
利用者負担の割合	適用期間	
割	開始年月日　平成　年　月　日 終了年月日　平成　年　月　日	
割	開始年月日　平成　年　月　日 終了年月日　平成　年　月　日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印		

「介護保険負担割合証」の様式例

共済だより

やまびこ共済の包括移転に伴う口座振替の変更点について

県保険医協同組合が運営をしておりました「やまびこ共済」につきましては、ご加入の先生に保険医共済会「新グループ保険」への包括移転のお手続きして頂き、大変お手数をお掛け致しました。

これまでは、別々の口座をご指定頂いている先生を除き、グループ保険とやまびこ共済の保険料を合算の上、県保険医協会から引落しさせて頂いておりましたが、包括移転が終了し、請求事務も独立することから、今月７月振替よりグループ保険は保険医協会で、包括移転後の保険医共済会「新グループ保険」は県保険医協同組合で引落しさせて頂きますことをお知らせいたします。

引落日は26日(土日祝日の場合は翌営業日)で変更はありません。通帳摘要名などご不明な点がございましたら県保険医協会もしくは県保険医協同組合まで。

税務・経営電話相談

県保険医協会の「**税務・経営電話相談**」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間

10：00～12：00、13：00～16：00

◆受付電話 0269-33-3265(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。

活動日誌

長野県保険医協会関係の会議等動向を下記に掲載。場所記載なしは長野市で開催又は実施。4地区Web会議は長野佐久松本飯田を結んで。[ ]内は担当役員及び事務局名で一部に略あり。保団連会議は保団連役職名で記載。

6/21*長野県の医療・介護を考える県民シンポジウムが松本市で[野口,市川各副会長,林常任理事,宮沢事務局長,原,増田,青木各事務局員]
6/22*常任理事会（理事会便り参照）*TPP交渉からの撤退を求める理事会声明を発表
6/25*保団連理事会が東京で[市川理事]
6/26*税務講習会[講師:土屋顧問税理士 参加者:19医療機関23名 詳しくは1面参照]
6/27*保団連歯科理事会議が東京で[市川理事,青木事務局員]
6/28*保団連第3回代議員会が東京で[市川保団連理事,林,奥山各常任理事,青木事務局員]
6/29*全国経営税務担当事務局会議が東京で[青木事務局員]
7/1*会計監査[内坂,北村各監査,市川副会長,宮沢事務局長,青木事務局員]
7/2*北信越ブロック事務局長Web会議[宮沢事務局長]
7/3*県社会保障推進協議会(以下で社保協)事務局会議並びに福祉医療給付制度の改善をすすめる会事務局会議[宮沢事務局長]
7/4*保団連理事会が東京で[市川理事,増田事務局員] *-5保団連夏季セミナーが東京で[鈴木会長,市川,宮沢副会長,林,三田,奥山各常任理事,増田事務局員]
7/6*公費負担医療等の手引（以下で公費の手引）追加校正作業が東京で[増田事務局員]
7/9*保団連国会行動が東京で[鈴木会長,市川副会長,林常任理事,増田,青木各事務局員]* TPPに反対する連絡会議[宮沢事務局長]
7/10*社保協運営委員会[宮沢事務局長]*社保協国保部会[宮沢事務局長,青木事務局員]
7/11*公費の手引責了作業が東京で[増田事務局員]
7/12*関信越ブロック個別指導改善学習会が東京で[池上常任理事,木嶋顧問弁護士,蒲生弁護士,三田,増田各事務局員]
7/13*歯科部会4地区Web会議で開催[鈴木会長,市川,宮沢各副会長,奥山,布山,林,池上,後藤,下條各常任理事,久根下部員] *厚生局適時調査分開示
7/15*安保関連法案衆院特別委員会可決に抗議声明を発表
7/17*新規事務局採用就職説明会[原,増田各事務局員]

理事会便り

６月22日の討議と決定等

午後7時45分～10時45分 県下4地区結ぶweb会議　出席役員:市川，野口副会長、奥山,河原田,林,布山,三田各常任理事,宮沢事務局長,議長:多田常任理事

■会務報告･会計報告等

前回理事会議事要録、前回以降の会務報告を了承。3月度会計報告を承認。

■医療運動の関係

1.医療情勢及び今後の運動対策‥安保法制、マイナンバー、TPP、財政審建議、保健医療2035、政府の病床削減推計などが報告され、ジェネリック医薬品の普及、新薬開発と多国籍企業の税金、二次医療圏毎の地域医療構想、長野県の病床機能報告制度と政府の病床削減方針などについて協議。多国籍企業の日本国内における法人税の納税状況について資料があれば揃える。

2.BP製剤での医科歯科連携‥①新規にBP製剤を投与する場合に歯科受診を促すなど医科から患者へ注意喚起等の取組みを行う。②この情報提供など具体化については、奥山、多田各常任理事らのたたき台をもとに再度検討する。

3.福祉医療給付制度改善‥情勢報告及びすすめる会の今年度方針として県内医療団体や市町村への働きかけをすること、モニター調査などを行うことが報告され、所得に応じた窓口負担の考え方については、税や保険料による再分配機能を求めたほうが良い、保険料等負担能力のない子どもはそもそも国の制度として無料とすべきであるとの従来方針を確認。①新県議への働きかけを重視。②モニター制度は協力可能な役員で対応するなど確認。

4.審査アンケート（医科）‥①特定疾患療養管理料などの統一調査を含めた保団連医科審査アンケートを実施する。②査定事例などは保険委員会で検討、必要に応じて関連機関に要請していく。

5.指導日時変更の要請‥新潟県保険医会との共同での厚労省要請行動の要請書(案)が示され協議、事前調整の他にも緊急に対応しなければならないことがある場合なども要請の中で訴えるべきだなり、例として医療事故調査制度開始による速やかな院内調査の実施、緊急の手術などの場合もあることなどを要請の場で発言していくことを確認。

■安保法制廃止に向けた運動

保団連より「すべての子どもたちに平和な未来を」リーフレット(署名付)活用について取り組む。なお、安保法制への反対運動は人命を守る医師・歯科医師は戦争に反対するといった立場と従前からある有事法制下での医師らの権限制限などとも絡める形で反対すべきだとの意見が出された。

2.保団連代議員会(6/28)‥鈴木、野口両代議員が参加、林常任理事のオブザーバー参加を保団連に報告する。発言通告は、発言すべき骨子を事務局に寄せ、代議員と相談しつつ文章化する。安保法制などについて発言したらどうかとの意見が出された。

■保団連関係 北信越ブロック及び代議員会

1.ブロック会議報告‥参加者より学習講演の感想や分科会等の報告あり **2.代議員会**‥発言通告は代議員と相談の上、提出済み。その他追加で発言すべきことがあれば代議員よりフロア発言で対応する。

■その他

1.TPPに関してJA長野中央会からの依頼‥①「TPP交渉に関する国会決議等の実現を求める特別決議」の取り組について(依頼)があり、取り組む。②案については意見があれば反映させ、近日中に理事会声明として発表するとともに７月の国会行動で要請を強める。③新たなサービス貿易協定（TiSA）についても今後資料整備し理事会で協議することとした。

長野県保険医協会の会員数 7月1日現在1,327人（医科740人、歯科587人）